

(31) 農業用ビニールハウス骨材等設置事業補助金	
<p>【担当部署】 農林課農政係 【電話番号】 0167-44-2106</p>	<p>【窓口の場所】 役場庁舎 2階</p>
<p>【ホームページアドレス】 https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000778.html</p>	
<p>【補助金の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業を営むものが、持続性のある農業を確立するために整備する農業用ビニールハウスの設置に要する経費に対して補助し、農業経営の安定と向上を図る 	
<p>【補助対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 町内に在住する農業者、農地所有適格法人並びに町長が特に認めた農業者 農業用ビニールハウスの導入に要する資材の購入経費について対象とし、5年以上ハウス作付け面積を維持し、作付け可能な農業者等に限る。また、当該事業効果を示す事業成績書を当該作物の収穫後3年目と5年目に提出すること 町税等を完納していないものは除く 対象資材は、ビニールハウス骨材とする。ただし、2重、3重のハウス骨材及び灌水設備、換気用天窓等の特殊な資材は認めない その他、町長が特に必要と認める資材は対象とする。(骨材を補強するパイプ、ハウス固定杭(ねじり杭・棒杭等)、手動巻上器具(カンキット・リブラントチューブ)、出入り口の扉) 	
<p>【補助金額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助率は、対象事業費の25%以内とする。 また、次の作物を3年以上作付けする場合は補助率を50%以内とする。(メロン・アスパラ・スイートコーン・トマト・ミニトマト・長ネギ・スイカ・イチゴ・南瓜・ほうれん草・ブロッコリー・ピーマン・キュウリ) 補助金額は、1農家100万円以内(単年度)を限度とし、円未満を切り捨てとする。ただし、補助対象事業費は、30万円以上を対象とする。なお、農業生産組織の場合は、構成農家数を乗じた額を限度とする 	
<p>【実施期間】 平成28年度～令和9年度</p>	
<p>【申請に必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金交付申請書(別記第1号様式) 確約書(別記第2号様式) 実績報告書(別記第3号様式) 必要と認める書類 	
<p>【交付までの流れ】</p> <p>①交付申請⇒ ②申請書類の審査⇒ ③交付決定⇒ ④実績報告⇒ ⑤補助金交付</p>	
<p>【備考】</p>	